

○伊東市映像作品撮影事業費補助金交付要綱

平成29年11月10日

伊東市告示第213号

(趣旨)

第1条 この要綱は、映像作品の撮影の誘致を促進することにより、本市の経済の活性化を図るとともに、当該映像作品を通じて本市の知名度の向上及び誘客につなげるため、映像作品を作成する事業者が要する経費に対し、予算の範囲内において伊東市映像作品撮影事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて定めるものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則(昭和39年伊東市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「映像作品」とは、本市内で撮影した作品であって、放映、放送、配信等を目的として作成する動画及び販売、配布等を行う刊行物に掲載することを目的として作成する静止画をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、市外に本社を有し、映像作品の撮影を業務として行う事業所とする。ただし、伊東市暴力団排除条例(平成24年伊東市条例第19号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者は、対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する映像作品とする。

- (1) 映像作品内において本市を容易に判別することができる表示をするもの
- (2) 本市の知名度の向上、誘客等の経済効果が期待できると認められるもの
- (3) 映像作品の内容が公序良俗に反する等社会的非難を受けるものでないもの
- (4) 映像作品の内容が政治的目的又は宗教的目的を有するものでないもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助要件は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(1) 市内における撮影延べ日数が20日以上又は市内における宿泊延べ人数が100人以上の映像作品の場合 100万円

(2) 前号に該当しない作品の場合 20万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊東市映像作品撮影事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 企画書、台本等の映像作品の概要が分かるもの

(2) 撮影に係る行程表

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、適当であると認めるときは、その交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、伊東市映像作品撮影事業費補助金交付額決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに伊東市映像作品撮影事業費補助対象事業変更（中止）承認申請書（第3号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、映像作品の撮影が終了したときは、伊東市映像作品撮影事業費補助対象事業実績報告書（第4号様式）に補助対象経費に係る領収書の写し及び経費内訳書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、伊東市映像作品撮影事業費補助金交付額確定通知書（第5号様式）

により交付決定者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定条件その他法令に違反したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	補助対象経費	補助要件
1	ロケ関係者の移動に要する経費	市内における撮影に係るものに限る。 ただし、補助金の額の2分の1を上限とする。
2	ロケ関係者の宿泊に要する経費	市内における宿泊に係るものに限る。
3	ロケ関係者の食事に要する経費	市内で調達されるものに限る。
4	ロケ地等の施設使用に要する経費	市内の施設で使用されるものに限る。
5	撮影・照明器械類等の動産の借上げ等に要する経費	市内で調達されるものに限る。
6	ロケセット等の設営及び撤去の業務等に要する経費	市内で調達されるものに限る。
7	ロケ時の警備に要する経費	市内で調達されるものに限る。
8	その他市長が特に必要と認める経費	市内で消費され、又は調達されるものに限る。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

伊東市長 様

伊東市映像作品撮影事業費補助金交付申請書

申請者 所在地
団体名
代表者名 印
連絡先

下記のとおり伊東市映像作品撮影事業費補助金を交付されたく申請します。

作品名・番組名等	
種別	
放送・放映等予定日時	
市内における 撮影予定期間・延べ日数	年 月 日 ～ 年 月 日 延べ 日
市内における 宿泊予定延べ人数 (各日の全宿泊者数の合計)	延べ 人
市内における 主な撮影場所	
補助金の交付額及び算出方法	・ 交付を受けようとする補助金の額 金 円 ・ 算出方法

第2号様式（第8条関係）

伊東市指令 第 号

様

伊東市映像作品撮影事業費補助金交付額決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊東市映像作品撮影事業費補助金については、伊東市映像作品撮影事業費補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり決定したので、条件を付して通知します。

金 額		円
-----	--	---

年 月 日

伊東市長 印

- 条件 1 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 2 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- 3 補助事業等の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- 4 事業完了後1週間以内に別に定める様式により補助事業完了報告書を市長に提出すること。
- 5 伊東市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

伊東市長 様

伊東市映像作品撮影事業費補助対象事業変更（中止）承認申請書

申請者 所在地
団体名
代表者名 印
連絡先

年 月 日付け伊東市指令 第 号に係る事業について、次のとおり補助対象事業の内容を変更（中止）したいので申請します。

制作作品名・放送番組名等		
変更内容	(変更前)	(変更後)
補助金変更交付申請額	・ 補助金変更交付申請額 金 円 ・ 算出方法	
変更（中止）の理由		

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

伊東市長 様

伊東市映像作品撮影事業費補助対象事業実績報告書

申請者 所在地
団体名
代表者名 印
連絡先

年 月 日付け伊東市指令 第 号に係る事業が次のとおり完了したので報告します。

作品名・番組名等	
放送・放映等予定日時	
市内における 撮影期間・延べ日数	年 月 日 ～ 年 月 日 延べ 日
市内における 宿泊延べ人数 (各日の全宿泊者数の合計)	延べ 人
交付確定を受けたい額	円
補助金等の交付申請書と相違した場合はその理由	

上記報告事項について審査いたしました。

年 月 日

審査(検査)担当者

職 氏名 印

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

伊東市長

伊東市映像作品撮影事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった補助対象事業実績報告書を審査の結果、伊東市映像作品撮影事業費補助金要綱第11条の規定により次のとおりその額を確定したので通知します。

金 額	円
-----	---